

4月8日 4月22日 投票です



転入・転出・転居に伴う投票場所

転入・転出・転居		転入：届出の日 転出：転出予定日	投票所など
県議会議員選挙	岡谷市に転入した(する)人	県外から	12月29日以前 岡谷市 12月30日以降 投票できません
		県内から	12月29日以前 岡谷市 12月30日以降 転出前の市町村※1
	岡谷市から転出した(する)人	県外へ転出した場合は投票できません	
		県内へ	12月29日以前 転出先の市町村 12月30日以降 岡谷市※2
市内で住民票を異動した(する)人		3月23日以前 転居後の住所地 3月24日以降 転居前の住所地	

※1は旧住所地の選挙人名簿、※2は岡谷市の選挙人名簿に登録されていることが必要。さらに、いずれも県内の市町村が発行する「引き続き県内居住証明書」(無料)が必要です。本市では、同証明書を市民課で交付します。なお、県内でも、12月30日以降に異なる市町村に2回以上異動した場合は投票できません。詳しくは選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

転入・転出・転居		転入：届出の日 転出：転出予定日	投票所など
市議会議員選挙	岡谷市に転入した(する)人	1月14日以前 岡谷市 1月15日以降 投票できません	
		岡谷市から転出した(する)人	転出した場合は投票できません
	市内で住民票を異動した(する)人	4月6日以前 転居後の住所地 4月7日以降 転居前の住所地	

4月には、統一地方選挙が行われます。投票日は長野県議会議員選挙が4月8日です。これまでの選挙区は岡谷市=定数2人となっていました。県議の選挙区再編により今回から岡谷市・下諏訪町が同一の選挙区となり合わせて定数2人となりました。

また、岡谷市議会議員選挙の投票日は4月22日となり、定数が24人から18人となります。

投票・開票

◆県議会議員選挙

投票日：4月8日(日)
午前7時～午後8時

開票日：4月8日(日)
午後9時～

岡谷市役所9階大会議室

◆市議会議員選挙

投票日：4月22日(日)
午前7時～午後8時

開票日：4月22日(日)
午後9時～

岡谷市役所9階大会議室

有権者

■投票できる人

◆県議会議員選挙

昭和62年4月9日以前に生まれ
た人で、平成18年12月29日以前に
住民登録がされており、その日から
引き続き3か月以上市内に居住
している人

◆市議会議員選挙

昭和62年4月23日以前に生まれ
た人で、平成19年1月14日以前に
住民登録がされており投票日に市
内に居住している人

入場券

県議会議員選挙の投票所入場券は、3月28日に、また、市議会議員選挙の投票所入場券は4月11日に発送しますので投票日当日、投票所へご持参ください。万一、入場券をなくされても投票できます。投票所での旨をお申し出ください。

なお、選挙権があるのに入場券が届かないときは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。



点字投票

点字投票をしようとする場合は、投票所での旨を申し出てください。点字投票用の用紙に点字器を使って投票できます。

代理投票

投票する意思がありながら候補者の氏名を書くことができない人は、投票所での旨を申し出てください。二人の補助者のうち一人が立会人となり、あなたの投票したい人を間違いなく記入します。投票の秘密は厳格に守られます。

期日前投票

期日前投票制度は、選挙権のある人が、投票日当日、次に掲げる事由に該当すると見込まれる場合に、投票日前の一定の期間に限り投票できる制度です。

○期日前投票のできる事由

投票日当日に――

- ①区域を問わず、職務・業務、または冠婚葬祭の主宰に従事する場合
- ②①以外の用務、または事故のため投票区の区域外に旅行、または滞在をする場合

行こう!投票!!
創ろう!未来!!

県議会議員選挙は 市議会議員選挙は

③ 疾病、負傷、妊娠などで歩行が困難であるなどのため、投票所へ行くことができないと見込まれる場合

○ 期日前投票の手続き

▽ 期間

◆ 県議会議員選挙

3月31日(土) ～ 4月7日(土)

◆ 市議会議員選挙

4月16日(月) ～ 4月21日(土)

▽ 時間：午前8時30分～午後8時

(土・日曜日も実施)

▽ 場所：市選挙管理委員会事務局

横202会議室(市役所2階図参照)

▽ 方法：入場券を持参のうえ、期

日前投票記載所にある宣誓書に

記入し、係員の指示に従って投

票してください。(印鑑は不要

です)

不在者投票

◎ 一般的な不在者投票

仕事や用務のため、市外に滞在中であり、選挙期間中に投票所で投票を行うことができない人は滞在地の選挙管理委員会ですべて不在者投票を行うことができます。また、長野県選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所中であり、選挙期間中に投票所で投票を行う

ことができない人は施設内で不在者投票を行うことができます。

投票用紙等は投票用紙等請求書

兼宣誓書に必要事項を記入の上、

早めに選挙管理委員会までご請求

ください。投票用紙等を郵送しま

すので、早めに不在者投票を行っ

てください。

◎ 郵便等による不在者投票

次に該当する人は、郵便等によ

る不在者投票ができます。この場

合、あらかじめ「郵便等投票証明

書(有効期間7年間)」の交付を

受け、この証明書を添付して、投

票日の4日前までに投票用紙を請

求してください。証明書の発行に

は数日を要しますので、お早めに

選挙管理委員会へお申し出くださ

い。

▽ 身体障害者福祉法に規定する障

害者手帳に両下肢、体幹の障害、

移動機能の障害の程度が一級も

しくは二級、心臓、腎臓、膀胱、

直腸、小腸の障害が一級もしくは

は三級であると記載されている

人

▽ 介護保険法上の要介護者で、介

護保険の被保険者証に要介護状

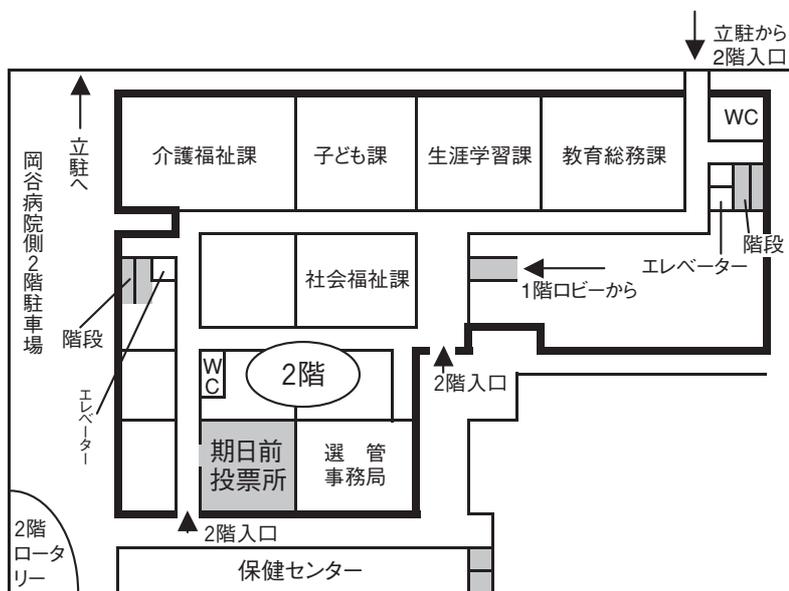
態区分が要介護度5であると記

載されている人

選挙公報

選挙公報は、候補者の人物や政見などをみなさんによく知っていただくため、選挙管理委員会が発行する公報です。町内会を通じて投票日の2日前までにお配りします。

有権者一人ひとりが候補者の人物、政見などをよく知り、自分で代わって政治を行うにふさわしい人を選びましょう。なお、選挙公報は、市役所、各支所にも用意されていますのでご利用ください。



期日前投票所(市役所2階図)

今回の選挙はわたしたちの声を県政・市政に反映させるための大切な選挙です。違反のない明るく正しい選挙を進め、棄権することなく、必ず投票しましょう。

※ご不明な点など詳しくは
市選挙管理委員会事務局

市役所2階
内線1246まで

◆何かと異動の多いこの時期、国保の届出も忘れずに！

加入・脱退の届出は、市役所健康推進課もしくは各支所で14日以内に行いましょう。

●国保の加入・脱退Q&A



Q1 職場を退職して健康保険を脱退したときはどうしたらよいのでしょうか？



A1 ①働いている家族の健康保険に加入する。
②自分の健康保険を任意継続する。
③国保に加入する。
などがあります。

〔③国保に加入する場合、届出に必要なもの〕

職場を退職したことが証明できるもの（退職証明書、離職票など）、印鑑、厚生年金・共済年金受給者は年金証書、届出にいられた方本人の証明ができるもの（運転免許証等）



Q2 国保を脱退するとき、手続きは必要？



A2 必要になります。現在、国保に加入している人が、
①他市町村へ転出したとき
②職場の健康保険などに加入したとき
③家族の健康保険の扶養に認められたとき

以上の場合には、翌日より国民健康保険の資格はなくなります。

〔届出に必要なもの〕

職場の保険証または就職の証明書、印鑑、届出にいられた方の証明ができるもの（運転免許証等）

Q3 国保を脱退する届出が遅れるとどうなるの？



A3 国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、保険証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費はあとで返していただくことになります。

特に職場の保険に加入したときは、国保脱退の手続きをしないと国保税は課税されたままとなりますので必ず国保脱退の手続きをしてください。

※本人および世帯主以外の方が手続きを行う場合には、事前に健康推進課へご連絡ください。

◆あなたは家族の扶養になれませんか？



・次に該当する人は国保以外の保険に加入している家族の人の被扶養者になれるかもしれません!!

- ①健康保険加入者の三親等以内の親族
 - ②年収が、60歳未満なら130万円未満、60歳以上なら180万円未満であるとき
 - ①、②の条件に合うと思えば、面倒がらずに勤務先の保険担当者に相談しましょう。
- 国保と異なり、被扶養者が何人になっても基本的に保険料は変わりません。

70歳未満の人の高額療養費支給方法が一部変わります

平成19年4月から

入院時の支払いが自己負担限度額までとなります

平成19年4月から、70歳未満の人が入院したときの一つの医療機関への窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ申請して「限度額適用認定証」の交付を受け、入院時には医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示してください。

■自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
一般	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%	44,400円
上位所得者※1	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが60万円を超える世帯

※2 過去12ヶ月間に一つの世帯における支給回数が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

入院するときは限度額適用認定証の申請をお忘れなく！

■持ち物 過去1年間の入院の領収書・保険証・標準負担額減額認定書(お持ちの方)・身分証明書・印鑑 ■申請場所・問合せ 健康推進課 国保医療担当(内線1190)

《高齢受給者証について》

国保に加入されている方でこれから70歳になられる方は、誕生日の翌月から医療機関でご使用いただくように自己負担割合を記載した**国民健康保険高齢受給者証**を郵送しますので、**国民健康保険証とともに医療機関等の窓口で必ずご提示ください**。現在70歳以上で、高齢受給者証または老人保健医療受給者証をお持ちの方は、引き続きお持ちの証を医療機関の窓口で必ずご提示ください。



《事故の場合も届出を！》

交通事故など第三者の行為によってケガをしたとき、国民健康保険証または老人保健医療受給者証で治療を受けようとする場合は、市役所国民健康保険担当・老人保健担当まで届出をしてください。

事故等はすぐに警察へ届出ましょう。(示談は慎重に！国保で治療が受けられなくなることがあります。)



《退職者医療制度について》

退職者医療制度では、職場の健康保険などからの拠出金も財源のひとつとなっています。届出が遅れると、拠出金が負担する分まで国保の負担になってしまいます。みなさんに負担していただく国保税の軽減にもつながりますので、対象となったら必ず届出をしてください。

●対象となる条件は…

- ・国保の加入者であり、老人保健法の適用外であること。
- ・厚生年金、共済年金等の老齢、退職年金の受給資格者で、年金制度の被保険者加入期間が、通算で20年以上もしくは40歳以降に10年以上あること。

●手続きは…

- ・国保の保険証もしくは従前に加入していた健康保険等の資格喪失日の確認できる書類および加入したい方の各人の年金証書、印鑑を持参のうえ届出をしてください。(※例：配偶者も勤めた経歴があり、年金受給資格があつて制度に該当すると思われるときは、配偶者の年金証書も必要です)

国保被保険者のための制度

◆出産育児一時金受取代理制度

・出産の際に給付される出産育児一時金(350,000円)を、申請があれば市から直接医療機関へ支払う制度です。出産時の負担は出産費用から350,000円を差し引いた差額となります。

◆高額医療費・出産資金貸付金制度

- ・高額医療費貸付制度…医療機関にかかり高額な支払いを要するとき、国保の高額療養費の支給が見込まれる額の8割を貸付けます。(上限100万円)
- ・出産費資金貸付制度…妊娠4か月以降の加入者がいるとき、申請により出産予定日の1か月前の日から、28万円を限度に資金を貸付けます。

◆人間ドック・脳ドック助成制度

- ・人間ドックは指定医療機関(塩嶺病院・湖畔病院・祐愛病院・つるみね共立診療所)に予約後、印鑑・保険証を持って受診日の概ね1週間前から受診日前日までにお越しください。日帰り15,000円、1泊30,000円の補助券を発行します。
- ・脳ドックは塩嶺病院(1泊コースのオプション、実施場所は岡谷病院)、湖畔病院(簡易・一般・特別コース)に予約後、印鑑・保険証を持って受診日の概ね1週間前から受診日前日まで助成申請にお越しください。コースに応じ、10,000円～30,000円が助成される補助券を発行します。

※上記の制度には条件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

問合せ 健康推進課 国保医療担当 (内線1186)